	質問内容	回答
1	通所型介護予防事業(以下、「通所C」と言う。)は、従前相当サービスと一体(同日、同時間帯、同一場所)で実施することは可能でしょうか。	差し支えありません。
	質問1が可能な場合、従前相当サービスの定員を10人とし、その範囲内で(例えば1日3人までなど)設定することは可能でしょうか。	差し支えありません。
3	質問2が可能である場合、従前相当サービスと通所Cの利用者あわせて10人が上限といった考え方でよろしいでしょうか。	従前相当サービス10人に対する人員基準が満たされている上で、通所Cの利用者に対して指導できる体制と、利用者一人あたり3 m²の実施面積が確保されていれば、従前相当サービス10人のほか通所Cの利用者を受け入れることは可能です。(仕様書第3(1))ただし、従前相当サービスと一体的に受け入れる場合、利用定員は従前相当サービスと通所Cあわせての人数と見なします。そのため適切な人員配置をお願いいたします。
	質問1~3を可能とした場合で、例えば通所Cの利用者がいない日については、従前相当サービスの利用者を10人まで受け入れることは可能でしょうか。	差し支えありません。
5	通所Cの運営要綱では、利用人数が10人程度と記載されていますが、1日2~3名を月~金で受け入れることは可能でしょうか。	差し支えありません。
6	一体で受け入れることが可能な場合、従前相当サービス時間帯(2時間)を従前相当サービスに配置されている職員全体で対応し、一定時間(20分程度)理学療法士(専従を要しない)が直接対応するといった考え方でよろしいでしょうか。それともサービス時間帯を通して、通所C専従の職員が対応しなければならないのでしょうか。	従前相当サービスに配置されている職員全体で対応し、一定時間理学療法士が直接対応する形式でも差し支えありません。
7	実施場所について ・契約締結後にも申込者の生活圏域に合わせて実 施場所を追加・変更することは可能でしょうか。 ・会場費がかかる場合、 秋田市役所の担当者より減免申請をしていただく ことは可能でしょうか。	・追加・変更することは差し支えありません。追加・変更判明後から利用開始までに委託業務計画書を再提出してください。 ・秋田市が保有する公共施設の場合、受託事業者が利用予定日の空きや利用要件を確認した上で、長寿福祉課にご相談ください。
8	実施時間について 「概ね2時間から3時間程度とし、利用者の状況に応じて適宜調整」と記載されておりますが、利用者が1名の場合でも2時間は必須でしょうか。 (2時間未満でもよい場合は、どの程度を調整範囲として考えるかもあわせて回答をお願いします。)	利用人数に関係なく、実施時間を調整する場合は、契約後に提出する「委託業務計画書」の添付として、事業所の状況・プログラムで機能改善が十分に図られる旨を示した任意様式を提出してください。適切な内容であると判断した後、計画の承認を行います。なお、実施時間の下限については設定していませんが、機能改善が十分に図られる内容を提供できる時間で設定してください。
9	事業の実施時間に休憩は含みますでしょうか。	含んでも差し支えありません。 実施時間は機能改善が十分に図られる内容を提供 できる時間で設定してください。
10	事業開始のタイミングについて 申込者1名の場合、申し込み直後の開始ではな く、他の申込があるか数ヵ月間待機したのち開催 することは可能でしょうか。	本事業は個別の状態に合わせて3か月(最大6か月)で個別に機能訓練を実施し、改善を目指すものです。申請があった後、他の利用者の募集のためという理由で開始時期を設定することは想定していません。

	質問内容	回答
11	・参加者1名(個別指導方式)で実施中に、他の利用申込があった際、最初に対応している方の月2回実施のサイクルを変更し、集団指導方式で実施することは可能でしょうか。	本事業は個別の状態に合わせて3か月(最大6か月)で個別に機能訓練を実施し、改善を目指すものです。よって、個別の実施サイクルの変更は想定しておりません。ただし、指導内容が共通の場合は集団指導方式で実施しても差し支えありませんが、利用者ごとの個別に指導する時間を設けてください。(仕様書第3 1 (2))
12	・事後アセスメントの際に「低栄養状態の状況等を評価」とあるが、どのような項目を指標としておりますでしょうか	介護予防手帳に掲載している10品目の摂取状況を 指標とすることを想定しています。事後アセスメ ントの際には、事前アセスメントと比較して評価 を行ってください。 なお、独自の評価項目を追加しても差し支えあり ません。
13	利用料のほかにかかる料金について ・利用料のほか測定器(体組成計)の測定料金を 参加者から測定の都度、徴収することは可能で しょうか。 ・調理実習を行う際、当日の食材料費のほか、試 作にかかった費用についても利用者に請求可能で しょうか。 ・新規で加入する保険(調理実習時のみ)につい て、参加者より実費額を負担してもらうことは可能でしょか。	実費負担分を徴収しても差し支えありませんが、 利用者に事前に説明し、同意を得た上で実施して ください。
14	いきいき手帳(秋田市介護予防手帳)の内容は、 事業開始前に共有いただけるのでしょうか	受託事業者宛に契約締結後、送付します。利用者 への配布は地域包括支援センター・居宅介護支援 事業所等から配布します。
15	・利用者の都合により開催日が中止となった際振替実施は必須でしょうか。	事業所の都合か利用者の都合かによらず、原則、 3か月以内かつ12回または6回以内で実施するプログラムであるため、3か月に収まる範囲内で別の週に振り替えたり、週に2回利用したりすることは可能です。 なお、体調により週2回の利用ができない、事業所で実施曜日以外に振替対応が困難なため、3か月を超えて12回または6回を利用したい場合は長寿福祉課にご相談ください。